第七条第一項の表第三号の次に次の一号を加える。

三の二　工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録 イ　外観 ロ　漏えい率 ハ　真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充てんした後の湿度並びに充てんした不活性ガスの成分、量及び圧力 ニ　容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観 ホ　重量	払出しの都度

第十四条中「原子炉設置者は」の下に「、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し」を加え、「核燃料物質の貯蔵に関する」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる使用済燃料の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　使用済燃料貯蔵事業者に使用済燃料の貯蔵を委託すること。

二　貯蔵しようとする使用済燃料を選定するに際し、当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者から提出された法第四十三条の四第一項の許可に係る申請書に記載された使用済燃料の種類に従い選定すること。

三　前号の規定により選定した使用済燃料について、貯蔵の終了まで密封し、かつ、健全性を維持するよう容器（当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者が当該使用済燃料の貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器であつて、溶接により密封する構造のもの以外のものに限る。）に封入すること。

四　当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者に対して、第七条第一項の表第三号チ及び第三号の二の記録を引き渡すこと。

五　当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵の終了後において、確実に使用済燃料を受け入れること。

当該使用済燃料の貯蔵を委託する使用済燃料貯蔵事業者に記録を引き渡すまでの期間	

（使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正）

第二条　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表第二号ハを次のように改める。

ハ　使用済燃料を封入した容器の表面温度	連続して。ただし、貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器（溶接により密封する構造のものを除く。）に封入して貯蔵する場合にあつては受入れの都度及び連続してとする。

第二十七条第一項の表第二号ニ中「封入した容器」の下に「（溶接により密封する構造の容器を除く。）」を加え、「（溶接により密封する構造の容器（溶接により密封する構造のものを除く。）に封入して貯蔵する場合にあつては次の記録

(1)　使用済燃料を封入した容器の記録 (i)　外観 (ii)　漏えい率 (iii)　真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充てんした後の湿度並びに充てんした不活性ガスの成分、量及び圧力 (iv)　表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率 (v)　容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観 (vi)　吊り上げられるため及び使用済燃料貯蔵施設内部の床面に固定されるために必要な装置の外観 (vii)　重量 (viii)　表面の放射性物質の密度 (2)　使用済燃料の記録 (i)　外観 (ii)　最高燃焼度 (iii)　取出しから容器への封入までの期間 (iv)　使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	受入れの都度

リ　貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器（溶接により密封する構造のものを除く。）に封入して貯蔵する場合にあつては次の記録

(1)　使用済燃料を封入した容器の記録 (i)　外観 (ii)　漏えい率 (iii)　真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充てんした後の湿度並びに充てんした不活性ガスの成分、量及び圧力 (iv)　表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率 (v)　容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観 (vi)　吊り上げられるため及び使用済燃料貯蔵施設内部の床面に固定されるために必要な装置の外観 (vii)　重量 (viii)　表面の放射性物質の密度 (2)　使用済燃料の記録 (i)　外観 (ii)　最高燃焼度 (iii)　取出しから容器への封入までの期間 (iv)　使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	払出しまでの期間

附　則

この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

告　示

○外務省告示第三百十九号

平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の附属書VIは、同条第十六条の規定に従い、次のように改正され、同改正は、同条の規定に従い、平成二十二年七月一日に効力を生じた。

（平成二十二年三月三日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年七月一日

外務大臣　岡田　克也

附属書VIを次のように改める。

附属書VI　船舶による大気汚染の防止のための規則

第一章　総則

第一規則　適用

この附属書は、第三規則、第五規則、第六規則、第十三規則、第十五規則、第十六規則及び第十八規則に別段の明文の規定がある場合を除くほか、すべての船舶について適用する。